

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の 変更について

1 変更理由

地域内フィーダー系統確保維持計画の運行系統に該当する社西脇線について、令和5年4月のダイヤ改正により、運行便数が増便されるため。

2 対象路線の運行便数

運行系統	現行便数			改正後（案）便数	
	平日	土日祝		平日	土日祝
西脇（アピカ） ～ 社（車庫前）	4	0	➡	5	0
西脇（アピカ） ～ やしろショッピングパーク Bio 前	2	0	➡	3	0
西脇市役所 ～ 社（車庫前）	2	2	➡	3	1
西脇市役所 ～ やしろショッピングパーク Bio 前	1	0	➡	4	3
合 計	9	2	➡	15	4

※西脇市役所～社（車庫前）の区間を運行している路線バスは、上記の運行便数のほか、(株)ウイング神姫が運行する便（本計画の運行系統に該当しない路線）が1便あります。

3 変更内容 資料 No.1-2 のとおり

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年 月 日

（名称）加東市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

加東市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加東市では、神姫バス株式会社の「社（車庫前）」及び「やしろショッピングパークBio前」を基点として市内の南北と東西に繋がる路線バス及び、市内西部を走るJR加古川線を中心に地域公共交通網が構成されており、その他の準広域幹線となる路線バスや乗合タクシー、自家用有償旅客運送などの地域支線により市内の地域公共交通網が広がっている。

神姫バス株式会社が運行する路線「西脇市役所・西脇（アピカ）～滝野～社・やしろショッピングパークBio前線（以下「本系統」という。）」は、西脇市内の主要施設である「アピカ」や「西脇市役所」と、地域間幹線系統の起終点となる「社（車庫前）」や「やしろショッピングパークBio前」を結ぶ系統であり、本系統中の「滝駅前」はJR加古川線の滝駅付近に設置されており、鉄道駅とも接続するフィーダー系統としての機能を有している。

また、本系統は、地域間幹線系統との乗継により、当該地域から神戸・姫路方面への移動だけでなく、当該地域から近隣市、あるいは近隣市から当該地域への移動など、中長距離の移動が可能になることから、通勤・通学の利用が多く、特に、学生にとっては通学に必要な移動手段として、非常に重要な系統となっている。加えて、加東市内において本系統の運行エリアとなっている滝野地域では、地域間幹線系統との乗継によって、通院や買物等の移動範囲が広がることになり、自家用車の運転が困難な高齢者等、地域住民の生活に密接した必要不可欠な系統である。

以上のとおり、本系統は地域間幹線系統のフィーダー系統としての役割を果たしており、本系統がなければ、移動手段を持たない学生は市域を越えた通学の手段を奪われ、高齢者等は外出することが容易にできず、生活の維持が非常に困難な状況となる。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少や運転手不足、収支の悪化などにより、減便や行政負担の増加など、運行に様々な問題が生じている。

このため、地域公共交通確保維持事業による支援を活用しつつ、本系統の運行の確保・維持に取り組み、地域住民の生活交通手段の確保と地域の活性化を図ることを目的として、本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
本システムの乗車人数を <u>15,000人以上</u> 10,000人以上（直近年度の実績 9,884人）とする。 本システムの経常収支率を 37%以上（直近年度の実績 36%）とする。
(2) 事業の効果
ア 学生の中長距離通学手段の確保 イ 沿線地域住民の通院や買物、公共施設等への移動手段の確保による生活水準の維持 ウ 移動手段を持たない高齢者等の外出機会の確保 エ 沿線地域住民の公共交通の利便性の向上による満足度の向上 オ 地域間幹線系統との連携による広域的な交通ネットワークの確保維持
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
ア 65歳以上の高齢者を対象とした免許返納制度の推進（加東市・神姫バス株式会社） イ 広報や市ホームページ、公共交通ガイドブック等による地域公共交通ネットワークに関する情報発信（西脇市・加東市） ウ 学校などへのモビリティ・マネジメントの実施（西脇市・加東市・神姫バス株式会社） エ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（神姫バス株式会社）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行事業者（神姫バス株式会社）の経常損益額（運行経費見込額 9,387千円－運行収入）から国庫補助金を差し引いた差額分を西脇市・加東市が負担する。 【運行経費の見込み】 兵庫県バス対策費補助事業にならい、令和5年度計画キロ×最新の北近畿ブロック公示単価で算出。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神姫バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
令和4年5月26日 地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認 令和5年2月20日 地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議（・承認）	
21. 利用者等の意見の反映状況	
市民又は利用者の代表が協議会の委員となっており、計画についての合意を得ている。	
22. 協議会メンバーの構成員	
国土交通省	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官
兵庫県	北播磨県民局加東土木事務所長
加東警察署	交通課長
加東市	まちづくり政策部長
	都市整備部長
	健康福祉部長
交通事業者	神姫バス株式会社社営業所長
	神姫バス労働組合副執行委員長
	ファイブスタータクシー株式会社 小野・加東・三木営業所長
	西日本旅客鉄道株式会社総務企画課長
	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事
	一般社団法人兵庫県タクシー協会理事
学識経験者	兵庫県立大学教授
	兵庫教育大学教授
市民の代表	加東シニアクラブ連合会副会長
	加東市区長会（畑地区区長）
	加東市区長会（上滝野地区区長）
	加東市区長会（長井地区区長）

加東市連合婦人会副会長
加東市民生児童委員連合会会長
加東市身体障害者福祉協議会会長
加東市連合PTA副会長
一般社団法人加東市観光協会事務局長
加東市社会福祉協議会会長
加東市商工会理事
公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加東市社 50 番地

(所 属) 加東市まちづくり政策部企画政策課

(氏 名) 鷹尾 有紀

(電 話) 0795-43-0389

(e-mail) kikaku@city.kato.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
加東市 (西脇市)	神姫バス株式会社	(1) 西脇(アピカ)～滝野～社	西脇(ア ピカ)	滝野	社	往8.5km 復8.6km	242日	545.0回 484.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹 線系統である神姫バス社～ 明石駅前線と接続	②
		(2) 西脇(アピカ)～滝野～や しろショッピングパークBio 前	西脇(ア ピカ)	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	242日	303.0回 242.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域 間幹線系統である神姫バス 社～明石駅前線と接続	②
		(3) 西脇市役所～滝野～社	西脇市 役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	365日	395.5回 365.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹 線系統である神姫バス社～ 明石駅前線と接続	②
		(4) 西脇市役所～滝野～や しろショッピングパークBio前	西脇市 役所	滝野	Bio	往11.0km 復11.1km	303日 242日	395.5回 424.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域 間幹線系統である神姫バス 社～明石駅前線と接続	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
加東市 (西脇市)	神姫バス株式会社	(1) 西脇(アピカ)～滝野～社	西脇(ア ピカ)	滝野	社	往8.5km 復8.6km	240日	600.0回 480.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹 線系統である神姫バス社～ 明石駅前線と接続	③
		(2) 西脇(アピカ)～滝野～や しろショッピングパークBio 前	西脇(ア ピカ)	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	240日	360.0回 240.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域 間幹線系統である神姫バス 社～明石駅前線と接続	③
		(3) 西脇市役所～滝野～社	西脇市 役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	366日	423.0回 366.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹 線系統である神姫バス社～ 明石駅前線と接続	③
		(4) 西脇市役所～滝野～や しろショッピングパークBio前	西脇市 役所	滝野	Bio	往11.0km 復11.1km	366日 240日	669.0回 420.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域 間幹線系統である神姫バス 社～明石駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
加東市 (西脇市)	神姫バス株式会社	(1) 西脇(アピカ)～滝野～社	西脇(アピカ)	滝野	社	往8.5km 復8.6km	240日	600.0回 480.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(2) 西脇(アピカ)～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇(アピカ)	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	240日	360.0回 240.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(3) 西脇市役所～滝野～社	西脇市役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	365日	422.5回 365.0回			路線定期運行	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(4) 西脇市役所～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇市役所	滝野	Bio	往11.0km 復11.1km	365日 240日	667.5回 420.0回			路線定期運行	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加東市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,790
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
加東市地域公共交通計画	R4.3.30	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)